

小金井市議会基本条例素案たたき台（修正後）

前文

小金井市民は、直接選挙によって、小金井市議会の議員と小金井市長をそれぞれ選出しています。市長は独任制の執行機関であり、議会は合議制の議決機関です。

議会と市長は、それぞれが市民の代表である二元代表制に基づき、対等な関係に立ち、互いの役割を発揮し、市民福祉の向上のために市政運営に取り組む責務を負っています。

議会にとって重要な機能の一つは、多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くすことにより、市長の行政執行を始めとする市政全般について、その論点・争点を明らかにし、市民にとって最善の内容で意思決定を行うことにあります。

小金井市議会は、市民に開かれた議会、自由かつ達な質疑を保障する議会、少数会派の活動を保障する議会などを目指し、日々議会改革に努めてきました。

しかし、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定権が拡大する中で、議会は、市民の視点に立ちつつ、議会としての自律性を高め、執行機関を監視し、政策を立案する活動を、より充実強化するとともに、議会の情報公開と市民参加を拡大し、説明責任を果たすことが求められています。

議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、ここに小金井市議会の最高規範として本条例を制定するものです。